

中東情勢の平和的解決と国際法の遵守を求める意見書

現在の中東情勢、とりわけイランを巡る緊張状態の激化は、地域住民の安全を脅かすのみならず、エネルギー供給の不安定化や世界経済への悪影響、ひいては地球規模の平和を揺るがす重大な局面を迎えている。

本市議会は、いかなる紛争においても市民の平穏な生活を第一に考え、国際社会が築き上げてきた法秩序の維持を強く願うものであり、この立場から以下の点について、政府に求めるものである。

一、主権国家に対する武力行使は、国際法上の正当な根拠に基づく場合を除き、国際秩序を根底から覆すものである。平和の基盤は、力による現状変更ではなく、法の支配にあることを再確認すべきであり、すべての当事国に対し、国連憲章第2条第4項の遵守を強く求めること。

一、さらなる軍事介入は、予測不能な人道危機の拡大と、取り返しのつかない地域全体の不安定化を招く恐れがあり、これ以上の軍事的緊張の連鎖を断ち切るため、関係各国に対し、最大限の自制を求めること。

一、在留邦人の安全確保や国民生活への影響対策について万全を尽くすこと。

一、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

岐阜県海津市議会

【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣